

(議長)

日程第6、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、10名の議員から通告がありました。通告順に従って、順次これを許可致します。

(議長)

まず、「塚本議員」の発言を許可致します。

「塚本議員」。

「塚本議員」

私から本定例会2つの項目について一般質問させていただきます。

一つ目ではありますが、介護特別会計についてであります。2018年度介護給付費等実態統計では、介護給付、介護保険給付や自己負担を含む介護費用が初めて国の単位であります。10兆円を超えております。江差町においても、少子高齢化の進む中で、第1号保険者(65歳以上)のウエイトが高くなってきております。増大し続ける費用をどう抑えていくかが、喫緊の課題となっております。今後はフレイル対策が急務と思われれます。フレイル、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、フレイルとは年齢を重ね、全身の衰えが進む、やがて介護が必要となる状態になる、健康な時より心身が弱っているものの介護が必要ではないという中間の段階をフレイルと言っております。これは2014年日本老年医学学会が提唱しているものであります。超高齢化社会を迎え、健康寿命を延ばすことは喫緊の課題です。心身の衰えを早期に見つけるために、要介護になる前の状態、フレイルが注目されております。65歳以上の高齢者のうち、フレイルになっているのは1割との推計もありますし、その高齢者のその後調査した結果では、3割が2年後に要介護認定を受けているというデータもあります。江差町においても、このフレイルに対する予防や改善に向けた取り組みが急務と思われれますが、今後の対策をお伺いいたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

塚本議員のご質問にお答えいたします。

増大する介護給付費用の抑制にフレイル対策が急務であり、今後の対策はというご質問でございました。今ほど塚本議員からもご説明がありましたけれども、まずフレイルとは、筋力的な身体的要素、認知症や鬱などの精神的要素、独居や経済面などの社会的要素の3つで構成され、健康な状態と介護を要する状態の中間的な段階とされておま

す。加齢に伴って心身が衰え、徐々に介護が必要になる可能性が高い状態とさえるため、3つの要素を踏まえた多面的な視点から適切な治療や予防を行う必要があります。

当町といたしましても、近年の介護給付費用が8億円前後で推移する中、介護を要する状態にならないようにと従前から介護予防事業を取り進めております。現在主な事業で言いますと、生きがい交流センターで週3回実施しているいきいき健康教室や町内12か所の集会施設において月1回実施しているころばん塾などに取り組んでおります。今後におきましては、これまでの事業内容における課題や問題点を踏まえながら、介護保険拠点整備事業で整備した集会施設等を中心に、開催場所の増加、専門の外部講師を招いた運動指導、また、対応している職員数にも限りがありますが、各町内会や老人クラブ等を中心に、これまで以上に自主的な活動を実施していただけるようなアプローチを行ってまいりたいと考えております。

更には、検討課題ではありますが、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などのリハビリ職による指導も視野に入れ、関係機関等との協議を行いたいとも考えております。このほか、国の動きとして、これまでの介護予防では身体機能の向上を中心に実施しており、機能向上及び低栄養防止に向けた対策が十分ではないことから、後期高齢者医療制度でのフレイルに対する保険事業と介護保険制度での介護予防が一体的に取り組みを行っている制度も創設されたことから、本制度につきましても実施体制の構築に向けて、関係各課において、協議を取り進めたいと考えております。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

団塊の世代があと5年ほどで70以上ですか。かなりフレイルの該当者が、対象者が非常に大きな人口の中でのウエイトを占めるというふうに認識してます。現状だけで十分足りてるのか、今後増え続けるフレイルに対して、1課だけでは当然対策は不可能と思います。担当課の連携について、この後どの様に進めていくのか。庁内でこのフレイル対策を、課をまたいだ横断的な対策チーム等があるのか、その辺について伺いいたします。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

塚本議員からの再質問でございますけども、我々といたしましても先ほど町長からのご答弁ありましたとおり、今現在ですね、フレイル対策につきましては、我々が、当課

が担当しております介護予防だけではなくて、健康指導の面についても強化していった方が良いということで、来年度からそれらの関係構築が、国ではしなさいという形になっております。我々もそれらを踏まえまして、現在、関係しております健康推進課さんの方とも協議を進めておりますが、如何せん、職員の体制がちょっと厳しい状況にもありますので、それらを検討しながら、早い時期に対応していけるように進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(議長)

はい、いいですね。

3問目。2問目。

はい、塚本議員。

「塚本議員」

課を横断した全庁的なチームを作りながら、きっちり対応して頂きたいと思います。それでは2問目に移らせていただきます。

新学習指導要領の全面実施、これは小学校ですが、これについてお伺いいたします。

新しい学校指導要領が、移行期間を経て、次年度の4月から小学校で全面実施となります。保護者の関心事である指導要録。これは通知表、調査表とも言いますが、これも改善されると伺っております。どこがどう変わるのか、非常に児童はもちろん、保護者にも説明していく必要があると考えますが、教育委員会の考え方を伺いいたします。

(議長)

教育長。

「教育長」

学習指導要領の改定による指導要録等の変更点についての質問でございます。

来年度から実施となる小学校の新学習指導要領による指導要録については、あらたな項目として、5、6年生の外国語科。全学年の特別の教科道徳。3、4年生の外国語活動の記録が加わります。外国語については、3つの観点別評価と評定に、道徳科は学習状況及び道徳性にかかる成長の様子の記述。外国語活動の記録は、3つの観点から、顕著な様子を記述することになります。また、評価の観点がこれまで4つの観点で評価していたものが、これからは全ての教科において、1つ目が知識、技能。2つ目が思考、判断、表現。3つ目が主体的に学習に取り組む態度。これら3つの共通した観点で評価することになります。加えて、一定学年を除き、総合評定が加わることになります。

指導要領の大きな変更点は以上でございます。

通知表についても、指導要録の評価項目をそのまま活用し、変更をします。大きな変

更点は、5、6年生の外国語が現在の通知表では記述式であったものが、観点別評価に変更となる部分です。児童、保護者への周知については、各小学校で来年2月か3月に参観日の際の全体懇談会で説明します。また、来年4月の全体懇談会で再度説明し、合わせて同様の時期に、学校だよりにて説明する予定となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

来年4月からの実施ということで、評価はその夏休み前ということで、十分時間がありますので、児童、保護者に十分、これらの改善点の部分を理解できるように周知方よろしくお願いいまして、私の質問を終わります。

(議長)

答弁いいですね。

「塚本議員」

はい。

(議長)

はい。以上で塚本議員の一般質問を終わります。